

スタジアムの必要性調査業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、相模原市（以下「発注者」という。）が実施する「スタジアムの必要性調査業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

ただし、令和8年9月30日（水）までに中間報告を行うものとする。

※発注者と協議のうえ、業務工程表を作成し提出すること。

3 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりとする。以下の業務内容以外に、必要な調査事項及びその手法、検討すべき内容等があれば、企画提案として提案しても構わない。提案内容の実施に係る費用については見積書の金額に含めること。

また、本業務を実施するにあたっては、次のことを踏まえること。

- ・本業務におけるスタジアムの必要性は、ホームタウンチームへの支援だけではなく、相模原市がスポーツ推進計画において定めた基本理念「豊かなスポーツライフの実現」、「スポーツを生かした地域のにぎわいの創出」の観点から検討すること。
- ・スタジアムの新設、現スタジアム（相模原麻溝公園競技場）（以下「現スタジアム」という。）の改修のほか、現スタジアムの有効活用その他の方法も含めて比較検討すること。

なお、本業務に係る打合せは計10回程度を想定している。

(1) 現スタジアムの課題や利用状況分析、将来推計

現スタジアムの課題、利用状況分析及び将来推計等を整理する。

(2) 他市と比較した本市の状況、スタジアム整備の効果算定

他市のスタジアム整備、利用、収支等の状況及びホームタウンチーム支援の状況並びにスタジアム整備の効果を分析し、本市と比較する。

スタジアム整備の効果については、スポーツの振興、シビックプライドの醸成、シティプロモーション推進、経済波及効果及びホームタウンチームの価値向上などを調査し、本市における効果を項目ごとに算定する。なお、スポーツの振興においては、競技、観戦環境、興行など多角的な視点から言及すること。

(3) 利用団体等へのヒアリング・潜在ニーズ調査

現スタジアム利用団体（ホームタウンチームを含む）等へのヒアリング及びスタジアムを利用するスポーツの潜在ニーズを調査する。

(4) 新設、改修等を想定した施設整備内容や法令等の条件整理

(1)～(3)を踏まえ、市内におけるスタジアムの新設、現スタジアムの改修等について、建築面積、法的条件、アクセス性などの基本的な条件を整理し、整備が可能で

あることを検証する。主に建物ボリュームや配置、設置時期、駐車場台数などを検討するとともに、整備費概算（整備候補地に既設の建築物等がある場合は解体費等、必要経費を含む）を算出する。スタジアムに必要な機能等については、サッカー、ラグビー、アメリカンフットボールの各カテゴリーのスタジアム基準を参考とする。

なお、スタジアムの新設検討は提案者が適当と考える仮候補地（主に市有地とする。）を挙げるものとする。

(5) 事業スキームや収支の整理

整備手法、整備主体及び整備期間を整理する。土地の権原、施設整備と運営手法、整備・運営段階における公的資金の活用方法等について先行事例等を参考に検討する。

また、スタジアムの管理運営費と収入を試算、長期の事業収支を検討し、スタジアム整備の効果にとどまらず、スタジアムが成立するための経済的な条件を整理する。現スタジアムの実績値、その他の情報を収集し参考とする。

(6) 民間事業者ヒアリング調査

(1)～(5)の内容を取りまとめた事業概要書を作成し、民間事業者に対して本事業への参画意向や重要な条件、スタジアムの新設、現スタジアムの改修等についてヒアリング調査を行う。

また、事業概要書によらないスタジアムの必要性を検討するための民間事業者からの提案も同時に受け付ける。

(7) 上記を踏まえた新設、改修等の比較検討

(6)を踏まえ、スタジアムが成立するための事業条件を整理し、実現可能なスタジアムの新設、現スタジアムの改修等について、比較検討及び評価を行い、優先順位を付けた上でスタジアムの必要性について提案を行う。

なお、評価は(2)で調査したスタジアム整備の効果を含めるものとし、スタジアムの新設については、スタジアムを新設することに伴う現スタジアムへの効果も含めるものとする。

(8) 事業スケジュールと課題の整理

取組スケジュールと事業推進上の課題を整理する。

4 業務スケジュール

(1) 業務スケジュールは発注者と協議のうえ、業務工程表を作成し提出すること。

(2) 令和8年9月30日（水）までに、「3 業務の内容（1）から（3）まで」の調査内容をもとにスタジアムの必要性について、中間報告書を提出すること。

(3) 令和9年2月26日（金）までに、「3 業務の内容（1）から（7）まで」の調査内容について報告すること。なお、報告の形態は問わない。

5 成果品の提出先

成果品の提出先は、相模原市市民局スポーツ推進課とする。

6 納品

(1) 成果物は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|----|
| ア 中間報告書 | 5部 |
| イ 報告書 | 5部 |
| ウ 電子データ（CD-R） | 1枚 |

(2) 令和8年9月30日（水）までに中間報告書を提出すること。

(3) 業務が完了した際は、契約期間内に、発注者の検収を受けたうえで、中間報告書、報告書これらのデータを格納した電子媒体を提出するものとする。

(4) 受注者から引渡しを受けた成果物に係る著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、発注者に帰属するものとする。ただし、受注者が権利を有する著作で、あらかじめ受注者が明らかにするものを除く。

(5) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこととする。また、受注者の責に帰する事由により著作権関係の紛争が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。

7 その他

(1) 本業務における成果品及び著作権など一切の権利は、すべて本市に帰属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与又は使用してはならない。

(2) 守秘義務として、本業務にあたり業務上知りえた内容を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

(3) 本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、その指示に従うこと。

以 上